

社団法人全日本コーヒー協会の抱えるコーヒー生豆輸入に係る課題

1. 日本のコーヒーの状況

- (1) 日本は世界第 3 位のコーヒー輸入消費国（43 万トン：ICQ 調べ）、1 人当たり消費量では 25 位か 26 位（年 3.4 キログラム）。
- (2) 日本で最も好まれるのは茶飲料、しかし、飲まれるのはコーヒー飲料。
- (3) 2010 年 10 月の調査では 1 週間当たり 10.93 杯（2008 年調査：10.60 杯）飲用している。抗酸化作用のあるポリフェノールの半分以上はコーヒーから摂取しているという研究発表もあり。（コーヒー飲用は 12 歳以上を対象としている。）
- (4) コーヒー飲用の場は家庭（62%）、職場・学校（26%）、喫茶店やカフェ（2%）と年々家庭の割合高まる。
- (5) インスタントコーヒーが最も飲まれそのシェア 43%、次いでレギュラーコーヒー30%、缶コーヒー17%、リキッドコーヒー10%と続く。
- (6) 新興国のコーヒー需要増などから国際価格の高騰が続く。

2. ポジティブリスト制度発足時の状況

(1) 問題意識（制度施行前）

社団法人全日本コーヒー協会（以下「全協」と称す。）のポジティブリスト制度への認識。

（H15 年 9 月：ブラジル産コーヒー生豆のジクロールボスについて検査命令、同年 10 月コロンビア産コーヒー生豆のジクロールボスについて検査命令）

制度発足前にパブリックコメントを全協は提出せず。(H17年5月)
ブラジル政府は残留農薬基準値(H15年10月暫定基準一次案、H16年
同二次案)の日伯間の相違を問題視するパブコメを提出。伯国の心配
が後に的中(ピラクロストロビン、フリトリアホール)。

要因：ジクロールボス問題発生までコーヒー生豆輸入に関し残留農薬違反
は殆どなかった。

(2) 生産地等への思い込み

アフリカのコーヒー生産者の多くは貧しく農薬や化学肥料を使用する
ことは稀。

(3) ジクロールボス問題への対応

日伯間の政府協議(厚生労働省担当官を伯国のアドルフ・ルッツ研究所
へ派遣。厚労省の認定した検査機関の検査証明書の
添付により日本における検査命令措置を代替)

コロンビアも上記に準じた措置(同国の対応早い。)

ブラジル産コーヒー生豆及びコロンビア産コーヒー生豆について全協
の費用負担による自主検査の実施(H15年9月~H16年12月) H22
年1月に検査命令解除。

3. ポジティブリスト制度(H18年5月)への対応策

(1) コーヒー主要生産国の農薬使用調査

プロマージャパンに委託し、コーヒー生産国の農薬登録、使用農薬等に
ついて調査。

この調査を基に当該国からコーヒー生豆を取り寄せ残留農薬及びカビ
毒について厚生労働省登録検査機関で検査。

国別使用農薬検査、一斉分析(穀物・種実検査対象農薬)に分けて実施。

会員企業の自主努力

4. 残留農薬基準値超えの発生と検査命令

エチオピア

H20年4月よりリンデン、クロルデン、ヘプタクロルが次々に基準値超えとなり、5月に検査命令。7月には DDT も検査命令対象。POPs 条約対象物質多し。

自主検査の実施。 H23年4月クロルデン、ヘプタクロル、DDT の検査命令解除。

現地へ 2 度にわたり調査団を派遣。調査は生産地から積出港まで対象にし、麻袋工場も調査。麻袋の汚染はなはだし。

同国のコーヒー栽培に農薬が使用される状況は殆ど考えられない。

日本の孤立感。(欧米の冷たい視線。)

ブラジル

H21年6月にピラクロストロピンに対し検査命令発出。

自主検査の実施。膨大な費用の発生。

ブラジル政府問題視。

日本一律基準(0.01ppm)、ブラジル0.5ppm、Codex0.3ppm。

H22年5月に MRL が 0.3ppm に改定され検査命令解除。

インドネシア

H21年11月にカルバリルに対し検査命令発出。

自主検査の実施。

インドネシア調査の実施により、カルバリルはコーヒー収穫時の防蟻剤としてコーヒー樹に散布される例が判明。

H23年の状況

1月、2月にエチオピア産コーヒー生豆からリンデンの違反発生。2例ともアウトサイダーの EU からの輸入。エチオピア政府は EU 向けと日本向けは基準値が異なり同国には責任ない旨表明。(輸出先として中国に関心)

8月にグアテマラ産コーヒー生豆から 2,4-D、ブラジル産コーヒー生豆からフルトリアホルの基準値超えが発生。ブラジルと日本には基準値の差が存在。

5. 欧米との規制の相違など

- (1) コーヒー生豆の残留農薬検査は生豆で行うことは同じ。MRLの相違はあるが、欧米は極力違反を出さないよう努力しているのではないか。
- (2) 欧米にはコーヒー生豆はローストすれば農薬は殆ど残留しないという考えがある。
- (3) コーヒー生産国には残留農薬問題で騒ぐ国は日本のみとの考え強い。
- (4) 欧米にも日本は静かにしろとの雰囲気強い。

6. 問題解決への対応

- (1) 関係国政府や国際コーヒー機関(ICO)への働きかけ
- (2) 検査命令対象国のコーヒー生豆について自主検査の実施。(アウトサイダー問題)
- (3) 残留農薬基準値の改定。
 コーヒー生豆は赤道を挟んだ南北25度で栽培され、日本では生産されない。コーヒー生豆は日本の農薬メーカーには関心のない農産物。

 生産国の大部分は途上国で農薬生産はブラジル、中国程度。インポート・トレランス方式での改訂も殆ど不可能。
- (4) 協会内に検討の場の設置。